

後期高齢者医療制度

保険料率などを改正

法律に基づき見直しなどにより、後期高齢者医療制度の保険料率などが改正されました。

◆保険料率と賦課限度額の引き上げ

今回の改正では、保険料率(均等割額と所得割率)が引き上げられました(左図)。

また、保険料の賦課限度額が62万円から64万円に引き上げられました。

◆軽減割合の縮小と対象の拡大

均等割額は、「軽減判定所得基準」が一定額以下の場合、その額に応じて軽減されます。今回の改正では、軽減割合の一部が縮小され、また軽減判定所得基準の一部が拡大されました(左表)。

なお、決定通知書は、7月中旬に発送予定です。

問 市民課保険料班 ☎73・0086

◆図 保険料額の算出式と保険料率の改正

保険料額の算出式

$$\text{年間保険料額} = \text{均等割額} + (\text{総所得金額など} - 33\text{万円}) \times \text{所得割率}$$

保険料率の改正

	【改正前】	→	【改正後】	
均等割額	4万1000円		4万3400円	2400円引き上げ
所得割率	7.89%		8.39%	0.5%引き上げ

※県内すべての市町村で均一の保険料となります。

◆表 均等割額の軽減割合の縮小と軽減判定所得基準の拡大

軽減判定所得基準 (被保険者と世帯主の総所得金額などの合計)		軽減割合
33万円以下	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)	7割 (改正前は8割)
	上記以外	7.75割 (改正前は8.5割)
33万円+28万5000円×世帯内の被保険者数 以下 ↑(改正前は28万円)		5割
33万円+52万円×世帯内の被保険者数 以下 ↑(改正前は51万円)		2割

※7割軽減の対象者は、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となります(課税者が同居している場合は対象外)。

重度心身障害者医療費助成制度

8月から拡大 精神障がい者も対象に

重度心身障害者(児)の医療費を助成する「重度心身障害者医療費助成制度」の対象者が、8月から拡大されます。拡大される対象は精神障害者保健福祉手帳1級の所持者です。なお、65歳以上で精神障害者保健福祉手帳1級を取得した人および生活保護受給者は、医療費助成制度

の対象外となります。

本市の精神障害者保健福祉手帳1級所持者には、7月に通知を送付します。通知に記載されている期日までに申請してください。

申問 福祉課障害福祉班 ☎73-0096

市県民税の改正など

ふるさと納税制度の見直し

令和2年度(令和元年分所得)の市県民税課税者に、税額や納期限などを記載した納税通知書を6月中旬に送付します。

これに伴い、適用される主な改正の概要などをお知らせします。

◆ふるさと納税制度の見直し

令和元年6月1日以降に国から指定を受けた地方団体以外へのふるさと納税による寄付金は、市県民税に係る寄付金税額控除の特例控除分や申告特例(ワンストップ特例)控除分の対象外となりました。なお、基本控除分は対象となります。

対象となる地方団体は、総務省ホームページ「ふるさと納税ポータルサイト」でご確認ください。

◆非課税の対象

市県民税は「均等割」と「所得割」からなります。前年の合計所得が一定額以下の人などは非課税の対象です(下図)。

◆無収入でも申告を

税務証明書などの基礎資料とするため、令和元年中に高齢や無職などにより所得がなかった人や生年月日が平成13年4月1

日以前の学生など、収入のない人も申告書を提出してください。

◆減免制度

災害などの理由で一定の基準に該当する場合は、市県民税が減免されます。減免されるためには納期限までに申請が必要です。左記までご相談ください。

◆市県民税が非課税となる人

均等割と所得割が非課税

- ①生活保護法により生活扶助を受けている人
- ②障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年の合計所得が125万円以下の人

均等割が非課税

前年の合計所得が、次の式で計算した金額以下の人
28万円×(控除対象配偶者および扶養親族の数+1)+16万8000円
ただし、控除対象配偶者および扶養親族がいない場合は28万円

所得割が非課税

前年の合計所得が、次の式で計算した金額以下の人
35万円×(控除対象配偶者および扶養親族の数+1)+32万円
ただし、控除対象配偶者および扶養親族がいない場合は35万円

問 税務課市民税班 ☎73・0087

放課後児童クラブ

児童支援補助員を募集

市内の放課後児童クラブで、夏休み中の保育・指導を行う児童支援補助員(会計年度任用職員)を募集します。

勤務期間・時間：7月21日(火)～8月31日(月)。8時～18時30分の間で1日5時間程度

※原則、土・日曜日、祝日を除く
資格：教員・保育士・社会福祉士などの資格所有者。または児童の健全育成に熱意がある人
募集人数：25人程度

賃金：時給951円(※)

申し込み：学校教育課(市民ふれあいセンター1階)に連絡の上、6月15日(月)までに書類を提出

提出書類：①令和2年度会計年度任用職員応募申込書(学校教育課に備え付け。市ホームページからも取得可)②資格証明書の写し(所有者のみ)
申問 学校教育課指導班

☎73・0094

市税の納め忘れはありませんか？ 納税に困ったら相談を



税金は私たちの暮らしを支える大切な財源です。納期限までに納めましょう。災害や病気などのやむを得ない事情により納税が困難な場合は、お早めにご相談ください。

◆新型コロナウイルス感染症の影響に伴う措置

新型コロナウイルス感染症の影響により収入に相当の減少があった場合は、納税の猶予や減免が適用される場合があります。税務課(市役所1階)までご相談ください。

◆日曜日や夜間の納税相談窓口

市では、日曜日や夜間など、通常時間外の納税相談窓口を税務課で開設しています。

日曜窓口…毎月第2・第4日曜日の9時～12時

※年末年始除く。

夜間窓口…毎月25日の17時30分～19時30分

※25日が土・日曜日、祝日の場合は次の平日。

◆市税を滞納した場合は

市税を滞納すると、滞納日数に応じ延滞金が加算される他、入札参加や補助金受給などが制限されることがあります。

☎税務課納税推進室 ☎73-0087

児童手当の現況届

6月30日までに提出を

児童手当の受給者は、手当を継続して受けるために「現況届」の提出が必要で、これは、毎年6月1日現在の状況を把握し、6月分以降の手当を引き続き受けるためです。対象者には届出書を送付します。内容を確認し、関係書類を添えて期限までに必ず提出してください。

提出がない場合は、手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。
窓口提出：福祉課(市役所1階)または野菜総合支所
郵送提出：〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ793番地2 福祉課子育て支援班
提出期限：6月30日(火)

土・日曜日の受け付け

6月13日(土)・28日(日)は、福祉課で現況届の受け付けを行います。

時間：8時30分～17時15分

☎福祉課子育て支援班

☎73・0096

介護保険料

所得に応じ軽減されます

65歳以上の人の介護保険料は、所得に応じて11段階に分かれています。このうち、低所得者(第1～3段階)の保険料が軽減されます(Ⅱ下表)。

今年度分の介護保険料額は、決定通知書でお知らせします。決定通知書は6月中旬に発送予定です。

納付方法

保険料の納付方法には、「特別徴収」「普通徴収」「口座振替」があります。

特別徴収：年金支給日に年金から保険料を天引き

普通徴収：納付書を使用して納付(納付書は決定通知書に同封)

口座振替：納付期日に口座から引き落とし

口座振替の申し込み

納付方法は、普通徴収より口座振替の方が便利です。口座振替の申し込みは、口座のある金融機関または郵便局に①納付書②通帳③届け出印を持参して手続きしてください。

☎市民課保険料班

☎73・0086

◆所得段階ごとの介護保険料

所得段階	対象者	保険料(年額)	
		令和元年度	令和2年度
第1段階	①生活保護受給者 ②中国残留邦人等支援給付を受けている人 ③老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の人 ④世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	2万2950円 (基準額×0.375)	1万8360円 (基準額×0.3)
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の人	3万3660円 (基準額×0.550)	3万600円 (基準額×0.5)
第3段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える人	4万4370円 (基準額×0.725)	4万2840円 (基準額×0.7)

※第4～11段階は変更ないため省略。基準額は6万1200円